

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和元年12月13日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和元年10月4日（金）午前10時30分頃、周南市大字大島の周南市鼓南支所の駐車場において、行政管理部行政管理課嘱託職員が公用車を方向転換しようとした際、後方に駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥143,297-

2 専決処分の年月日

令和元年12月4日